

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月七日

北海道小樽市港町五番四号

ノーススタートランスポート株式会社

代表取締役 眞田 哲也

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所

株式の種類及び数

笠島 富江 北海道小樽市緑二丁目二五―一三

普通株式 一七六〇株

北川 邦文 北海道小樽市稲穂四丁目一三番二号

同 一三六〇株

荒関長次郎 札幌市豊平区西岡十四条六丁目二二―一

同 一二二〇株

小林 清吉 札幌市中央区南一条西一丁目

同 九六〇株

大島 熊吉 札幌市豊平区澄川五条八丁目

同 八〇〇株

石丸 昭三 札幌市中央区宮の森三条二丁目一―一三

同 六八〇株

松尾 千代 北海道小樽市信香町五番七号

同 五六〇株

有限会社大北造船所 北海道余市町大字山碓町番外地

同 四〇〇株

青塚 基 北海道小樽市錦町七番九号

同 一六〇株

岩崎 熊蔵 北海道小樽市清水町三―一三

同 一六〇株

川道 貞夫 北海道小樽市入船三―一―一

同 八〇株

海道 芳雄 札幌市手稲町稲木

同 八〇株

山本由太郎 北海道小樽市新光町三〇〇

同 四八株

巖 富太郎 神奈川県逗子市池子四六六

同 四〇株

生石 善雄 北海道小樽市手宮公園内

同 四〇株

川崎 ヨシ 北海道小樽市末広町一六―一六

同 四〇株

菊地 重作 北海道小樽市長橋二―一九―二四

同 四〇株

奥村 保 東京都台東区下谷入谷町二八七

同 一六株

杉本徳三郎 北海道小樽市梅ヶ枝町二―二四

同 一六株

安田 兼治 北海道小樽市梅ヶ枝三六

同 一六株

加藤 政勝 北海道小樽市桜二―二六―三六

同 八株

須藤不二男 北海道小樽市末広町三六―一七

同 八株

中村金之助 北海道小樽市末広町三八番地

同 八株

藤原 誠司 北海道小樽市清水町一九番地

同 八株

所在不明株主の株式の売却に伴う異議申述の公告

当社は、会社法第一九七条第一項の規定に基づき、左記の所在不明株主の所有する株式を、売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月七日

東京都渋谷区代々木一丁目五八番一〇号

株式会社NWコーポレーション

代表取締役 小山 正彦

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の種類及び数

粟津 薫 東京都東村山市美住町二―八―四九

普通株式 十七株

宮沢 威雄 東京都大田区田園調布本町二―一―一〇

同 十六株

第五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

流動資産 (単位・千円) 八九八

資産の部 八九八

負債及び正味財産の部 (単位・千円) 一、三三八

前期繰越正味財産 当期正味財産増減額 一、三三八

負債及び正味財産の部 令和八年五月二十四日 八九八

大阪市東成区東中本二丁目四―四二コルビル二階 NPO法人カルチオ 理事 弓場 令央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市湊町大字平潟字稲荷四七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 藤田 孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月七日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル

相続財産清算人 弁護士 小池 達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくばみらい市南太田一九四番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 小玉 貞則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月七日

事務所茨城県取手市白山一丁目四番二二号

サンライフさつき二〇二号室 有川 保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川四丁目二番地、最後の住所埼玉県志木市中宗岡四丁目一〇番二七号

カーサ・ラ・ヴィーダ志木アネックス二二〇号 被相続人 亡 白石 勝由

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月七日

事務所 福井県福井市大手三丁目一四番一〇号

相続財産清算人 司法書士法人 i s t 社員 竹内 順子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市中角町第四一―二六番地、最後の住所福井市中角町第四〇号五番地

被相続人 亡 鈴木 清憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月七日

事務所 福井県新座市野火止五―一―七

相続財産清算人 弁護士 村上 俊之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平沼ノ内字浜街一八二番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区二本松一丁目一五番八号 被相続人 亡 佐藤 弥生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月七日